

役務の提供等における最低制限価格の運用見直しについて

役務の提供等においては、植物管理業務、廃棄物・リサイクル業務に限り、最低制限価格を設定していますが、労働者等の適正な労働条件の確保及び公共事業等の品質の確保・向上を図るため、最低制限価格の運用見直しが必要となり、次のとおり役務の提供等における最低制限価格の算定方法を改正しますので、御承知置きいただきますようお願いいたします。

なお、工事における最低制限価格の算定方法に変更はありません。

●役務の提供等において最低制限価格を設定している業務

「植物管理業務」、「廃棄物・リサイクル業務」の2業種のみ

(設定理由)

この2業種につきましては、落札率が著しく下降し、過当な競争による低価格での落札が続き、業務の品質の低下、業務の安全性の低下などの懸念がありました。また、業務に占める人件費の割合が多く、低価格での落札の場合、そのしわ寄せとして機械設備や作業人員の削減等が行われる恐れがあることから、「植物管理業務」については平成26年9月10日から、「廃棄物・リサイクル業務」については平成27年3月10日から設定しています。

●役務の提供等における新たな最低制限価格算定方法

予定価格の10分の8を最低制限価格とします。

※役務の提供等における予定価格は事後公表です。

●適用日

平成30年10月1日以後に公告その他の申込みの誘引が行われる案件から新しい算定方法を適用します。

最低制限価格の設定について

- 1 平成27年5月1日以降に公告又は指名する建設工事に係る最低制限価格の設定を次のとおりとします。

最低制限価格：

$(\text{直接工事費} \times 95\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 60\% + \text{一般管理費} \times 30\%)$ (千円未満切り捨て) $\times 1.10$

※1 上記により算定した額が予定価格の10分の9を超える場合は10分の9 (千円未満切り捨て) に相当する額、また10分の7に満たない場合は10分の7 (千円未満切り上げ) に相当する額とします。

※2 その他上記により算定が困難な特殊工事等及び解体工事については、予定価格の10分の9 (千円未満切り捨て) から10分の7 (千円未満切り上げ) までの範囲内で定める額とします。

- 2 平成30年10月1日以後に公告又は指名する役務の提供等の一部 (植物管理業務、廃棄物・リサイクル業務) に係る最低制限価格の設定を次のとおりとします。

最低制限価格：

予定価格の10分の8 (千円未満切り捨て) とします。